

外国企業の台湾上場 台湾預託証券の発行



TAIWAN
STOCK EXCHANGE

臺灣證券交易所

証券の流通性を向上させ・経済活性化の実現

使用説明書

1. 本手引きの内容及び更新資料は、台湾証券取引所のトップページ <http://www.twse.com.tw/jp>からダウンロードできます：
．トップページ > 上場会社 > 外国企業の台湾での上場
2. 最新の法令検索は、証券及び先物法令判例解説検索システムをご利用ください。ウェブサイト：<http://www.selaw.com.tw>

免責事項

1. 台湾証券取引所は、本手引きの情報の正確性及び完全性の確保に取り組んでおりますが、情報に遺漏又は誤記がないことを保証するものではありません。
2. 本手引きに掲載されている情報の遺漏や、誤記、あるいは本手引きのご利用によって生じたいかなる損失に対し、台湾証券取引所は一切の責任を負いかねます。
3. 本手引きの情報が台湾証券取引所及び主務官庁が公布した法令条文と異なる場合、公布されている条文に準ずるものとします。



TAIWAN
STOCK EXCHANGE

前書き

アジア太平洋地域の中心に位置する台湾は、台北から西太平洋の七大都市までの飛行時間は平均3時間以内で、さらに中国本土、東北アジア及び東南アジアにおいて莫大な投資及び密な経済・貿易ネットワークを持っているため、台湾と中国大陸両岸の経済・貿易がますます緊密になった上、その堅固な産業基礎により、台湾は中国に進出して市場を拡大する中枢となる優勢を有するようになりました。台湾資本市場は流動性も株価収益率もよく、市場のパフォーマンスも付近の証券取引所に匹敵しています。また、台湾資本市場にはハイテク産業が集結しており、世界をリードするメーカーが数多くあります。製品も世界市場で1位のシェアを占めて、産業チェーンも完備しており

ますので、ハイテク産業にとって、資金募集・上場はかなり魅力的な選択になるでしょう。伝統産業についても平均的に分布し、業種が多元であり、株価収益率と回転率がよく、海外投資家から支持が得られています。

2008年以前、台湾は、兩岸政策により制限が多いため、海空輸送、資金の送金・入金、中国向けの投資及び中国から台湾への投資などにおいて不便な状況で、百以上の台湾系企業は、香港やシンガポールや東南アジアの取引所で上場しています。現在、それらの規制は続々と緩和されており、多くの会社がTDRの発行を申請しました。これら会社は香港、シンガポール、タイ及びマレーシアなどの市場で既に上場したのであり、その

前書き

内、台湾系企業のみならず、華僑系企業及び外資もあります。かかる成果を鑑みると、台湾資本市場は、台湾系企業及び外資系企業の台湾での資金調達を行う意欲を引き出し、また企業の資金調達力の増大、企業の価値の反映、及び知名度の向上などの機能が十分に発揮されたことが示されました。

この度、企業の皆様に台湾における預託証券の発行について理解していただくため、また近年法令規定が一部改正されましたので、当取引所は心を込めて台湾預託証券に関する手引きを再作成いたしました。この内容には、預託証券発行のメリット、発行前の準備、上場基準、上場審査及び申請の流れ、発行

コスト及び費用、上場後の法令遵守、並びに質問と説明等を掲載しております。万全の情報提供により、優質な企業の台湾上場をご案内できればと願っております、これをもって前書きとさせていただきます。



目次 | CONTENTS

壹、台湾預託証券とは	10	肆、上場基準	26
一、預託証券 (Depository Receipt) とは	12	一、資格制限	28
二、台湾預託証券 (Taiwan Depository Receipt、略してTDR) とは	13	二、資金調達制限	28
貳、預託証券発行のメリット	14	三、会社の規模	29
一、台湾資本市場の特色	16	四、収益性	30
二、発行者にとってのメリット	17	五、株式分散	31
三、投資家にとってのメリット	20	六、株価の異常変動がないこと	31
参、上場前の準備	22	七、下記の上場に不適切な事項のないこと	32
一、プライマリー市場における関連規定の事前調査	24	八、その他	33
二、幹事証券会社、会計士、預託機関等の専門機関との打合せ	24	伍、審査及び申請の流れ	34
三、専門機関と協力し、申請書類の作成	25	一、台湾預託証券上場申請書の記入	37
		二、当取引所による書面審査	37
		三、中央銀行への審査申請	38



目次 | CONTENTS

四、当取引所を通じた主務官庁への参考用の上場契約 の提出	38	四、取引暫時停止	52
五、主務官庁への発効申告	38	五、規則違反の処置	53
六、募集株式の発行手続き	39	捌、上場後の他の発行ルートへの追加	58
七、株式分散状況表の提出及び上場セレモニーの打合せ	40	一、スポンサーなし預託証券	60
八、上場日及び上場セレモニー	41	二、一括申告、複数回発行	62
陸、発行コスト及び費用	42	玖、よくある質問及び説明	64
一、上場申請に必要なコスト	44	添付資料1：台湾預託証券上場申請書	78
二、上場後に必要なコスト	44	添付資料2：主務官庁に認定された海外証券市場	80
柒、発行者の法令遵守	46	添付資料3：台湾預託証券の参与発行・上場発行申請書	81
一、重要情報の開示	48	添付資料4：「台湾証券取引所株式会社による有価証券上 場会社の重要事実に対する確認及び公表の処 理手順」第2-2条	82
二、その他の情報開示	49		
三、財務報告について	50		

TDR
Taiwan Depository Receipts



Taiwan
Depository
Receipts

台湾預託証券とは

- 一、預託証券 (Depository Receipt) とは
- 二、台湾預託証券 (Taiwan Depository Receipt、略してTDR) とは





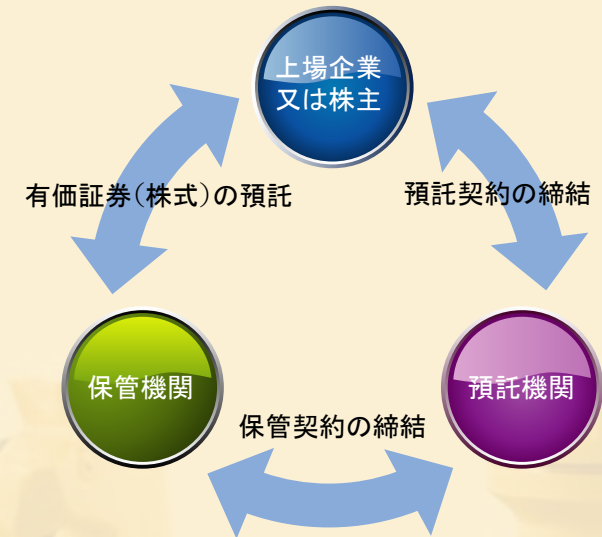
壹、台湾預託証券とは

一、預託証券 (Depositary Receipt) とは

上場企業又は株主が、企業の有価証券（株式）を保管機関に保管してもらい、その上預託機関を通じて当該有価証券の権利を表章する預託証券（Depositary Receipts）を発行し、市場における購買意欲のある投資家に販売する代替証券のことです。

発行地によって、預託証券の名前も違います。例えば：
ADR (American Depositary Receipt) とは、アメリカで発行された、若しくは上場されている預託証券のことです；GDR (Global Depositary Receipt) とは、世界中の市場を発行対象として、同時に数ヶ国で発行できる預託証券のことです。

預託証券の概要図



二、台湾預託証券 (Taiwan Depositary Receipt、略してTDR) とは

外国上場企業（外国発行者）又は株主が、企業の有価証券（株式）を保管機関に保管してもらい、その上預託機関を通じて保管された外国有価証券（株式）の権利を表章している預託証券を中華民国内で発行する代替証券のことです。

台湾証券市場における台湾預託証券の上場後、売買及び決済の仕方は台湾での上場株式の場合と同じです。

TDR Taiwan Depository Receipts



Taiwan Depository Receipts

台湾預託証券発行のメリット

- 一、台湾資本市場の特色
- 二、発行者にとってのメリット
- 三、投資家にとってのメリット





式、台湾預託証券発行のメリット

一、台湾資本市場の特色

(一) 地理優勢：

台湾が西太平洋の中心に位置し、中国市場に近隣するため、兩岸の経済・貿易の交流が活発しています。

(二) 科学技術の集積：

台湾において多くの良質なハイテク会社があり、産業サプライチェーンも完備しており、大量の優秀な研究開発人材及び見事な革新能力があり、全世界のハイテク産業に重要な地位を占めています。

(三) 産業の多元：

台湾における上場会社の産業につき29種があり、科学技術産業は半導体、光電、バイオメディシンなどを含む9種があり、科学技術でない産業、例えば、金融、営造、水上運輸などの20種があり、産業が多様性を有しています。

(四) 市場のパフォーマンス：

台湾資本市場は、株価収益率、回転率及びイーールドレシオなどの多くの指標のパフォーマンスが見事で、かつ2回目の株式公開（SPO）が易いです。

二、発行者にとってのメリット

(一) 台湾産業との提携

台湾は多領域、完全的な産業チェーン、堅実な技術基礎、さらに多国籍大手企業と世界の生産・販売体制と緊密なサプライチェーンを有していますので、台湾でのTDR発行を通じて下記のことができます。

- ✓ 知名度を向上させ、台湾企業との戦略提携により産業競争力を強化することができます。
- ✓ 台湾企業との連携により、共同で中国大陸及びアジア市場を拡大することができます。
- ✓ 台湾で運営拠点を設置したら、高度な研究、科技及び管理技術を吸収できます。



(二) 財務計画の弾力性の向上

1. 上場企業及び株主の財務計画の弾力性の向上

上場企業及び株主個人の資金運用の需要に応じて運用することができます。上場企業は現金による増資（新株発行）を行い、その有価証券の権利を表章する預託証券を発行することで、プライマリー市場以外の資金調達ルートを確認できます。また、株主が所持している有価証券（旧株）を売却し預託証券を発行することも、株主個人の資金調達手段として活用できます。なお、両方の需要に応じ、現金による増資（新株発行）及び旧株の売却を同時に行って預託証券を発行することもできます。

2. その他の金融商品の転換対象となる

現在は新株予約権証券（ワラント）、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債が台湾預託証券との連結、或いは転換対象として認められています。なお、ストックオプションも原則上台湾預託証券の履行対象として認められています。発行者は相手に応じて台湾預託証券を運用することができます。例えば：

✓戦略提携相手に対して

台湾預託証券発行者は、台湾預託証券を、新株予約権の転換又は履行対象とする転換社債型社債或いは新株予約権付社債¹を発行することができます。

✓新株予約権証券（ワラント）の発行機関に対して

2008年より、新株予約権証券（ワラント）の発行が既に台湾預託証券の連結対象として開放されました。当取引所の「新株予約権証券（ワラント）の上場審査準則」の規定により、当取引所にて新株予約権証券の上場を申請する際、その対象となる新株予約権証券が台湾預託証券である場合、下記の各号の規定に適合すること：

(1) 上場単位：1億単位以上。

(2) 最近三ヶ月間の取引単位数が上場単位数の20%以上に達すること。

✓社員に対して

台湾預託証券発行者は、台湾預託証券を転換、また

1. 「外国発行者による有価証券の募集及び発行の処理準則」第43条。



は履行対象とするストックオプションを発行することができます。

(三) 企業の市場価値の反映

政策緩和以前、香港・シンガポールに上場の台湾系企業の株価はほとんど現地市場全体の実績に追いつけていませんでした。台湾系企業が台湾に戻って上場した後、その株価のパフォーマンスが素晴らしくなり、香港・シンガポールにおける台湾系企業の株価が再評価され、企業価値を反映することをもたらしました。

(四) 預託証券の対象となる原株の配当金及びその他の株主権益を享受することができます。

(五) 台湾預託証券の発行会社は、監査管理面、情報開示面及び投資家保護面のどれにおいても、同時にプライマリー市場及び預託証券上場市場の規定を遵守し、両方集中管理の効用 便益を有します。

三、投資家にとってのメリット

(一) 投資ルートを開拓し、他国の優良株の成長利益を分かち合い、海外市場への直接投資のリスクを下げることができます。

(二) 売買方法は簡単です。台湾上場有価証券の売買方法と同じで、その他の投資負担を増やしません。

(三) 取引価格及び費用の計算は全て台湾ドル (NTD) で行いますので、為替による損失はありません。

TDR Taiwan Depository Receipts



Taiwan Depository Receipts

上場前の準備

- 一、プライマリー市場における関連規定の事前調査
- 二、幹事証券会社、会計士、預託機関等の専門機関との打合せ
- 三、専門機関と協力し、申請書類の作成





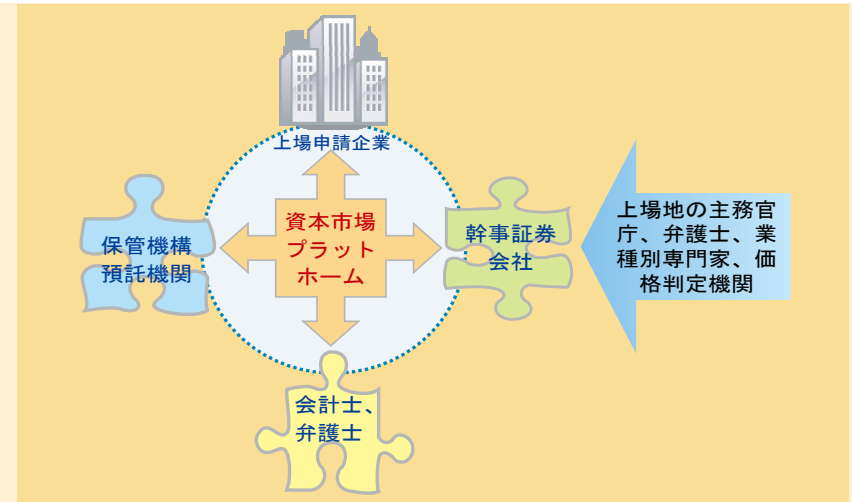
参、上場前の準備

一、プライマリー市場における関連規定の事前調査

プライマリー市場における証券取引市場が発行者によるその他の取引所のセカンダリー上場に対して定めた制限を事前に把握します。例えば、事前にプライマリー市場の証券主管当局への許可申請が必要かどうか、若しくは特定な条件を満たさなければならないか等の規定が考えられます。また、プライマリー市場の証券取引所に有価証券上場証明書を申請しなければなりません。

二、幹事証券会社、会計士、預託機関等の専門機関との打合せ

幹事証券会社、会計士、弁護士等の専門機関に上場の条件や生じうる問題について助言してもらい、その上で上場日までの段取りを取り決めます。また、上場株式預託手続き及び保管事務を預託機関及び保管機関に委託します。



三、専門機関と協力し、申請書類の作成²

- (一) 会計士に委託し、中華民国の会計基準及び現在上場している証券市場（プライマリー市場）に適用されている会計基準との相違点及び財務諸表に及ぼす影響について意見を受け、再確認報告書を提出します。
- (二) 預託証券発行スケジュール及び目論見書の作成。
- (三) 預託機関と預託契約を締結し、台湾預託証券に関する業務を処理できる証明書類の提出を要求します。
- (四) 中華民国弁護士に預託契約、保管契約及び目論見書の記載事項について意見の注記を委託します。
- (五) 幹事証券会社に評価報告書の作成を委託します。

2. 詳細については、添付資料1「台湾預託証券上場申請書」をご参照ください。

TDR Taiwan Depository Receipts

肆

Taiwan Depository Receipts

上場基準

- 一、資格制限
- 二、資金調達の制限
- 三、会社の規模
- 四、収益性
- 五、株式分散
- 六、株価の異常変動がないこと
- 七、下記の上場に不適切な事項のないこと
- 八、その他





肆、上場基準

一、資格制限

外国発行者が登録国の法律に従って発行する株式、又は該当株式を表章する有価証券は、上場申請を行う台湾預託証券の上場前に、主務官庁に認定された海外証券取引所又は証券市場³のうちのいずれに上場を果たした者でなければなりません。

两岸人民関係条例第73条及び2008年7月、行政院金融監督管理委員会「海外企業による台湾株式上場への規制緩和及び中国資本による台湾国内株式市場への一定額の投資開放案」によると、台湾預託証券の申請資格について、台湾でセカンダリー上場できないのは、中国に設立・登録される者のみに限ります。

二、資金調達制限

外国発行者による有価証券の募集及び発行の処理準則には、

募集した全部又は一部資金を直接、間接的に中国に投資すること及び投資金額に関する制限がありません。

三、会社の規模

	一般事業	科学技術事業
上場株式数又は時価総額	2000万単位以上あるいは時価総額が3億台湾ドル以上に達する企業。但し、その発行済株式総数の50%を超えてはならない。	2000万単位以上あるいは時価総額が3億台湾ドルに達する企業。但し、その発行済株式総数の50%を超えてはならない。
純資産	上場申請時、会計士の監査承認を経た直近期の財務報告書で純資産が6億台湾ドル以上の企業。	上場申請時、会計士の監査承認を経た直近期の財務報告書で純資産が3億台湾ドル以上、且つ資本金に資本剰余金を算入した総額の三分の二を下回らない企業。

3. 主務官庁に認定された海外証券市場については、添付資料2をご参照ください。

四、収益性及び財務状況

(一) 一般事業

直近期の会計年度において累計赤字がなく、且つ、下記の基準のいずれかを満たす者：

1. 税引前純利益が年度決算の純資産を占める比率は、直近1年度が6%以上に達する。
2. 税引前純利益が年度決算の純資産を占める比率は、直近2年度分が3%以上、あるいは平均が3%以上に達し、且つ直近1年度分の利益額が前一年度より多い。
3. 直近2年度分の税引前純利益のいずれにおいても2億5000万台湾ドル以上に達する。

(二) 科学技術事業

上場後の運営用資金12ヶ月分が確保されているのを証明することが必要です。なお、その半分以上は主要事業活動により得られなければなりません。

五、株式分散

上場時に中華民国における台湾預託証券の保有者は1000人以上とし、外国発行者の内部者及び内部者の持株50%超えの法人を除き、当該保有者たちの所持している台湾預託証券の合計単位数は発行済み総数の20%以上、或いは1000万単位以上に達する必要があります。

上場申請時に株式分散の規定を満たす必要はありませんが、上場日までに達さなければなりません。

六、株価の異常変動がないこと

台湾預託証券が表彰する有価証券は、上場契約が発効する前の三ヶ月間株価の異常変動がないこと。株価の変動が業界の動向、市場のトレンド及び企業のファンダメンタルズと離れたことがある場合、幹事証券会社はその変化の合理性について評価し、目論見書に明記しなければなりません。



七、下記の上場に不適切な事項のないこと

1. 会社の財務、業務状況に深刻に影響を与え、若しくは会社の解散若しくはその組織、資本の変動をもたらすに足る事情があり、又はその行為に虚偽不実若しくは違法な事情があり、その上場後の証券価格に影響を与えるに足り、かつ市場秩序若しくは公益を害する恐れがある。
2. 申請会社及び現任の取締役、監査役、総経理又は実質の責任者には直近3年以内に信義則に違反した行為がある。
3. 申請会社及び現任の取締役、監査役、総経理又は実質の責任者には直近3年以内に上場市場の国の証券主務官庁又は取引所が為した処分又は処置を受け、かつ情状が重大である。
4. 営む事業が深刻に衰退した。
5. 当取引所が情状不適切だと認めたその他の事由。

八、その他

- (一) 幹事証券会社が産業専門家への問い合わせ
- (二) 外国発行者が上場日からその後の第2会計年度まで引き続き主幹事証券会社を続き委任すべき、当該外国発行者が引き続き中華民国の証券法令、当取引所の規則及び公表事項及び上場契約の遵守に協力してもらいます。科学技術事業で申し込む場合、第3会計年度まで主幹事証券会社を続き委任しなければなりません。
- (三) 外国発行者は書面をもって、上場後、当社と重大情報を自動的に同期する申告システムを設立することを承諾しなければなりません。
- (四) 台湾預託証券を上場廃止時に制限なしで引き受けるという外国発行者、独立取締役以外の取締役全員の出す承諾書。

TDR Taiwan Depository Receipts

伍

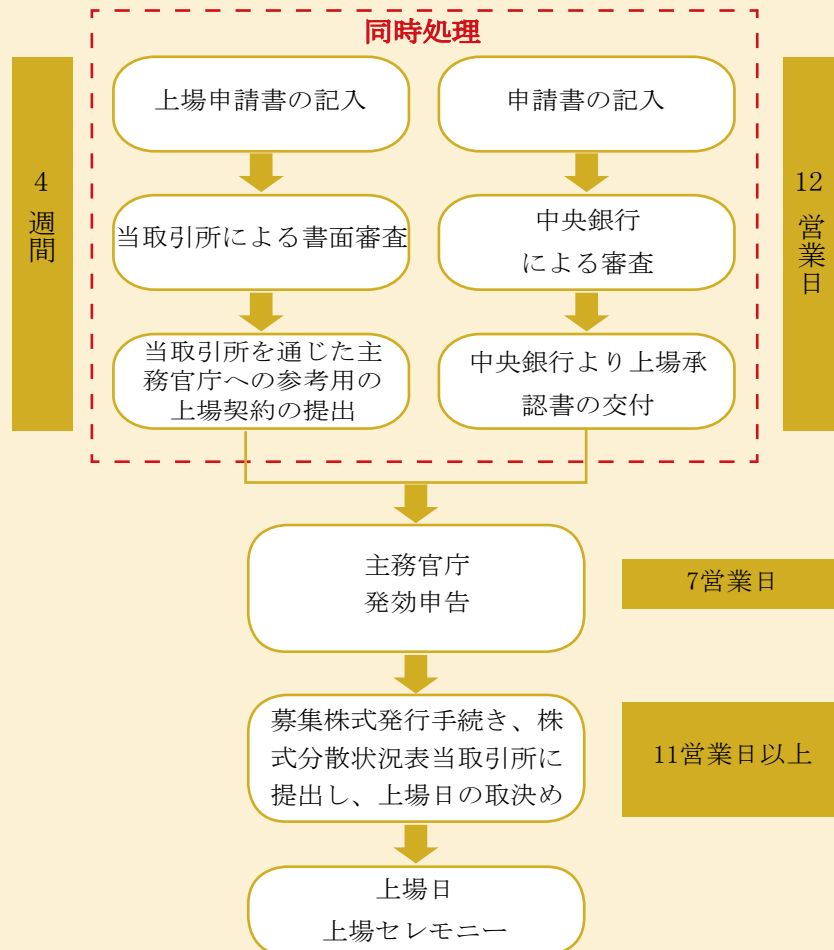
Taiwan Depository Receipts

審査及び申請の流れ

- 一、台湾預託証券上場申請書の記入
- 二、当取引所による書面審査
- 三、中央銀行への審査申請
- 四、当取引所を通じた主務官庁への参考用の上場契約の提出
- 五、主務官庁への発効申告
- 六、募集株式の発行手続き
- 七、株式分散状況表の提出及び上場セレモニーの打合せ
- 八、上場日及び上場セレモニー



伍、審査及び申請の流れ



一、台湾預託証券上場申請書の記入

外国発行者及びその中華民国における預託機関、又は代理機関は、台湾預託証券の発行・上場を申請する際に、「台湾預託証券上場申請書」⁴を記入し、添付書類を同封して当取引所に提出しなければなりません。

二、当取引所による書面審査

当取引所の引受担当者は台湾預託証券の上場申請を受理した日から、稟議により産業の専門を有する外部専門家に諮詢事項によって、当該ケースにつき諮詢意見を述べてもらいます。当取引所は、上場申請書及び付録に基づき、かつ前述諮詢意見を参考し、当取引所有価証券上場審査準則の第26条による各号の上場条件に適合しているか、かつ上場に不適切な事項があるかを審査し、その後に当取引所の上場審査部門より審査を行います。

4. 「台湾預託証券上場申請書は付録1」をご参照してください。



三、中央銀行への審査申請

原則上、中央銀行は同時審査を行っているため、外国発行者が有価証券の募集及び発行の案件を申請する際、同時に中央銀行及び当取引所の審査を申請することができます。関連書類が揃っていれば、中央銀行は12営業日以内に審査を完了し、承認書を交付することができます。

四、当取引所を通じた主務官庁への上場契約の提出

決裁を経て上場不許可となって書類返却された場合以外、当取引所より主務官庁へ上場契約を提出します。

五、主務官庁への発効申告

当取引所の上場承認書の到着日から、中央銀行の承認書を揃え、主務官庁に発効申告を行います。主務官庁へ申告してから発効するまで、7営業日かかります。

六、募集株式の発行手続き

発効申告の通知が届いた日から3ヶ月以内に株主募集及び資金の受け取りを完了しなければなりません。また、3ヶ月を過ぎても募集及び資金の受け取りがまだ完了していない者は、正当な理由であれば、主務官庁に3ヶ月の期間延長を申請することができます。但し、回数は一回に限ります。

台湾預託証券の対外公開募集については、全数をブックビルディング方式により、或いは一部ブックビルディングと一部抽選参加方式の並行により行われます。なお、初めての発行案件が一部ブックビルディング方式と抽選参加方式の並行で行われた場合は、同時にブックビルディング及び抽選の作業を行わなければなりません。また、対外公開募集株式総数の10%を抽選参加方式で行い、その上購入申請数量に応じて抽選参加方式の発行数量を調整すべきです。

引受案件の購入申請数量がもし10%に達していない場合、その差額をブックビルディング方式の部分に記入してから募集を行うことができます。もし購入申請数量が抽選参加方式の発行



数量を超えて一定な倍数に達した場合、下記の規定に従い、抽選数量の比率を調整すべきです：

抽選参加倍数	公開抽選数量比率
15倍以上に達し20倍未満の場合	15%
20倍以上に達し25倍未満の場合	20%
25倍以上に達し30倍未満の場合	25%
30倍以上に達し35倍未満の場合	30%
35倍以上に達し40倍未満の場合	35%
40倍以上に達し45倍未満の場合	40%
45倍以上に達し50倍未満の場合	45%
50倍以上に達した場合	50%

七、株式分散状況表の提出及び上場セレモニーの打合せ

外国発行者及びその代理機関又は預託機関は、引受完了後三日以内に「台湾預託証券の参与発行・上場申告書」に記入して「台湾預託証券所持者の株式分散状況表」⁵を添付し、当取引所へ上場セレモニーの期日の打合せをしなければならない。そ

5. 詳しくは添付資料3「台湾預託証券の参与発行・上場申請書」をご参照ください。

の期日から届け出日までの日数が2営業日を下回ってはなりません。

八、上場日及び上場セレモニー

上場当日、当取引所にて上場セレモニーが行われます。



TDR Taiwan Depository Receipts

陸

Taiwan
Depository
Receipts

発行コスト及び費用

- 一、上場申請に必要なコスト
- 二、上場後に必要なコスト





陸、発行コスト及び費用

一、上場申請

発行者は上場申請時、幹事証券会社のコンサルティング費用、引受費用及び会計士、弁護士費用などのほか、当取引所に上場審査費30万台湾ドルを一括で支払う必要があります。但し、増資による発行し、あるいは換金売り後、元の発行限度額内で既に上場されている台湾預託証券に係わる権利義務と同等の台湾預託証券を再発行する場合は、審査費が免除となります。

二、上場後

(一) 年間上場料

毎年、発行者は当取引所に年間上場料を支払う必要があります。有価証券上場管理料率で定める上場有価証券株

単位のランクごとに計上され、年間総計最高は45万台湾ドルで、最低は5万台湾ドルです。

(二) 専門株式事務代行機関への株式事務の委託

台湾において専門株式事務代行機関へ、株式事務を委託します。

(三) 台湾国内における訴訟及び非訴訟代理人の設置

国内訴訟及び非訴訟代理人を証券取引法における中華民国内の責任者とする。

TDR Taiwan Depository Receipts



Taiwan Depository Receipts

発行者の法令遵守

- 一、重要情報の開示
- 二、その他の情報開示
- 三、財務報告及び年次報告書
- 四、取引暫時停止
- 五、規則違反の処置





柒、発行者の法令遵守

一、重要情報の開示

TDR発行会社は当取引所の「有価証券上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順」に従わなければなりません。外国発行者は上述の処理手順の第2-2条⁶に規定される事情が起こった場合、下記の規定に従って処理しなければなりません。なお、中華民国内における代理人に委託し、インターネットを通じて当取引所に申告を行うことができます：

(一) 外国発行者の属する国及び上場地における法令規定に属する者：

法令規定に定める期間内に、重要情報に関する発生の原因、企業の財務・業務に対する影響、見積もった影響金額及び対応手段等を、中国語で当取引所の指定したインターネット情報申告システムにて同時に開示しなければなりません。もっと、外国発行者の属する国及び上場地の主務官庁又は証券取引所を問い合わせられる時、株主権

益又は証券価格に対し、影響が重大の場合、当取引所に問い合わせられた及び返答した内容を副知すべきです。

(二) 外国発行者の属する国及び上場地における法令規定に属さない者：

当取引所の上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順第3条に定めた期間内に、申告を行わなければなりません。即ち、事実発生日⁷ 又はマスコミ報道日から次の1営業日の取引時刻が始まる前までに、当該重要情報の内容又は説明を当取引所の指定したインターネット情報申告システムにて開示しなければなりません。但し、もしその前に既に新聞記事が公表された場合は、その記事を同時に開示しなければなりません。

二、その他の情報開示

その他の情報開示については、本取引所の「有価証券上場会社及び海外ETF（海外指数連動型上場投資信託）の上場資金運

6. 詳しくは付録4、「台湾証券取引所株式会社による有価証券上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順」の第2-2条をご参照ください。

7. 事実発生日は協定日、契約日、決済日、委託成立日、譲渡日、取締役会又は取締役会の設置した委員会の決議日、或いはその他の資金調達取引に係わる相手又は代金の確定日のうち、一番早く発生した日がそれに該当します。但し、主務官庁の承認が必要な投資家であれば、上記の日、或いは主務官庁の承認をもらった日のいずれか早く発生した日がそれに該当します。



用機関に対する情報申告方法」に定めてあります。申告項目は定期開示申告情報（例えば、財務報告並びに法人取締役、監査役及び持株が10%以上の大株主に関する情報など）及び不定期開示申告情報（例えば、利益配当及び株主総会の招集など）があります。

三、財務報告及び年次報告書

証券取引法第165条の2が第36条第1項を準用する規定、2012年10月2日付金管証審字第1010043964号書簡及び外国発行者による有価証券の募集及び発行の処理準則第64条第2項により、財務報告及び年次報告書は下表の通りに行わなければなりません。

項目：年次及び中間財務報告書

内容概略：

1. 連結財務報告書。
2. 中国語を主とし、英語又は元上場地公用語で作成されたものを添付しなければならない。公開情報観測ポストにそれを開示し、かつ書面で申告しなければならない。

3. 採用する会計基準及び作成内容は、属する国又は上場地における規定に従うことができる。
4. 採用する会計基準がもし中華民国が認可した国際財務報道基準、アメリカ又は国際財務報道基準でなかった場合、企業がその差異についての説明を提出する必要がある。その上、本国証券主務官庁に認可された、企業の財務報告の監査承認及び開示・発行のできる中華民国会計士2名にダブルチェックを受けた後、財務報告と一緒に公表・申告しなければならない。
5. 代表取締役、支配人及び会計主管によりその内容が虚偽、又は隠蔽のない声明書を提出しなければならない。

公表又は申告期限：

に公表・申告しなければならない。

項目：アニュアル・レポート（年次報告書）

内容概略：

1. 外国発行者が属する国又は上場地における法令規定に従って作成した年次報告書。



2. 記載事項は中国語又は中国語及び英語で記載されなければならない。

公表又は申告期限：

外国発行者の属する国又は上場地における法令規定に従い、開示すべき、及び主務官庁、証券取引所又は証券市場にその期限以内に申告しなければならない。遅くとも定時株主総会が行われる前に、当該アニュアル・レポートを電子ファイルで本国証券主務官庁が指定したインターネット情報申告システムにアップロードすること。

四、取引暫時停止

台湾預託証券はプライマリー市場、例えば香港、シンガポールにおける株価が機微な情報により売買取引を暫時に停止することに合わせて、取引を暫時に停止することがあります：

(一) 当取引所の「営業細則」第50の3条の規定によると、セカンダリー上場会社に公布を待つ株価に対して機微な情報があり、又は重大な事件が発生したなどの特殊な原因により、セカンダリー上場会社が自主的に申請し、又は

台湾預託証券の表彰する有価証券が上場する証券取引所も若しくは証券市場にその取引暫時停止を公表されたとき、当取引所は、その上場した外国株券、台湾預託証券について取引暫時停止を公表することができます。

(二) 当取引所による「有価証券上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順」第2-2条第2項及び台湾預託証券の上場契約中で明らかに定められたものによると、セカンダリー上場会社がその原上場取引所又は監理機関に提出した文書及び資料（例えば、原株に関する売買取引停止又は売買取引再開の申請）は、同時に当取引所に提出しなければなりません。

五、規則違反の処置

(一) 当取引所による「有価証券上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順」第9条の規定：

1. セカンダリー上場会社が前述重大情報の規定に違反し、若しくは任意に未確定の情報を発布し、又は公表資料が事実と合わないとき、台湾ドル（以下同じ）3万円の違約金に処することができます。但し、



その直近1年に累計して処した回数が2回以上であり（今回を含みます）、事件の情状が故意若しくは重大な過ちによるものであり、又は株主権益若しくは証券価格への重大な影響があるとき、5万元から500万元の違約金に処することができます。事件の情状が重大であるとき、当取引所は営業細則の規定により、上場の有価証券につきその既存取引方法を変更し、売買を停止し、又は上場を廃止することができます。

2. セカンダリー上場会社には、属する国及び上場地の法令規定で定められた同時に申告すべき重大な情報がありますが、同時に当取引所が指定したインターネットの申告システムに開示せず、又はその原上場取引所若しくは監理機関に提出した文書及び資料（例えば原株についての売買取引停止若しくは売買取引再開の申請）につき、同時に当取引所に提出しなかったときは、当取引所は直接100万元以上500万以下の違約金に処することができます。ただし、直近1年以内に累計して処した回数が2回以上であり（今回を含みます）、今回の違約金の処分を500万元まで加重す

ることができます。

(二) 当取引所の「有価証券上場会社及び海外ETF（海外指数連動型上場投資信託）の上場資金運用機関に対する情報申告方法」第6条の規定：

1. セカンダリー上場会社が前掲情報申告規定に違反し、又は申告期限を過ぎた後、自ら申告した情報に誤りがあり、更正を申請したとき、当取引所は、台湾ドル1万元の違約金を課すことができます。但し、その誤りは主務官庁、当取引所、又は投資家に発見され、調べによって事実であるときは、個別事件により台湾ドル3万元の違約金に処することができます。ただし、その直近1年以内に累計して処した回数が2回以上であり（今回を含みます）、事件の情状が故意若しくは重大な過ちによるものであり、又は株主権益若しくは証券価格への重大な影響があるとき、当取引所は5万元から100万元の違約金に処することができます。補正又は更正する必要があるときは、書簡にて上述会社に、書簡が届いて2営業日以内にしなさい、期限により行わなかったときは、1営業日超過するごとに台湾ドル1万元の違約金を処理日まで課する



と知らせます。

2. 当取引所に日割りで違約金に処されても、期限により行わず、かつ事件の情状が重大であるとき、当取引所は営業細則の規定により、その上場の有価証券につき、既存取引方法を変更し又は売買を停止することができます。

(三) その他の処置：

上述当該処置は、書簡を発して会社に引き続き改善するよう請求するほか、会社の独立取締役が会社の法令遵守の監督を遂行することに資するために、副本にて会社の独立取締役に通知します。同時に新聞記事を公表して市場に周知させ、かつ公開情報観測ポストの「上場会社の情報申告違反、重大情報及び記者会見の規定に係るコーナー」で開示します。また、預託機構の責任を強化する方面において、直近1年以内に預託機構に情報申告錯誤があり、当取引所に関連規定により処置されたとき、その台湾預託証券申請案を受理しません。



TDR Taiwan Depository Receipts

捌

Taiwan Depository Receipts

上場後の他の発行ルー トの追加

- 一、スポンサーなし預託証券
- 二、一括申告、複数回発行





捌、上場後の他の発行ルートの追加

一、スポンサーなし預託証券

台湾預託証券を上場した後、その株主は所持している発行済株式を預託機関に委託し、中華国内で発行することができます。規定に従い、関連書類を揃えて当取引所に提出し、申告書を受け取った当日から7営業日後に発効します。

台湾預託証券発行会社の株主で、所持している発行済株式を預託機関に委託して中華国内で発行する者は、引受事務を幹事証券会社に委託しなければなりません。また、幹事証券会社を通じて目論見書を提出することが必要です。なお、株主委託された機関は、台湾預託証券発行会社が台湾預託証券を委託された預託機関及び保管機関と同じでなければなりません。且つ、当該台湾預託証券の表章している株式の権利義務は、台湾預託証券発行会社が発行した台湾預託証券の表章している株式の権利義務と一致していなければなりません。

二、一括申告、複数回発行

台湾預託証券発行会社で次の各号に適合する者は、主務官庁に一括申告及び複数回発行を申告することができます。発行予定期間は、申告発効日から一年を超えてはなりません。なお、全株の引受事務は幹事証券会社に委託しなければなりません。

- (一) 台湾預託証券の中華国内に上場されている期間が既に1年を満了した者。
- (二) 直近3年以内に法令規定に従い、定期・不定期的に財務及び業務に関する情報の開示を行っている者。
- (三) 直近3年以内に、証券取引所における情報開示に関する関連規定に重大な違反行為のない者。
- (四) 直近3年以内に有価証券の募集及び発行を行う時、金融监督管理委员会又は海外上場地における主務官庁に 却下、取消、或いは廃止された事情のない者。
- (五) 直近3年以内に金融监督管理委员会又は海外上場地における主務官庁への申告発効を経た現金による増資及び社債



発行に係わるスケジュールを、全て予定通りに進行させ、かつ重大変更のない者。

- (六) 委託された国内及び国外の会計士が、直近3年以内に有価証券の募集及び発行に係わる業務を行う際に、法律により警告以上の処分を受けたことのない者。
- (七) 委託された主幹事証券会社は、直近3年以内に有価証券の募集及び発行に係わる業務を行う際、法令規定により当該会社の取締役、監査役、或いは支配人を解任する以上の命令を受けたことのない者。



TDR
Taiwan Depository Receipts

玖

Taiwan
Depository
Receipts

よくある質問及び説明





玖、よくある質問及び説明

税務について

質問1：台湾で上場（GTSMで店頭登録を含む）する外国企業の株式を売買する場合に適用される証券取引の税率はどうなっていますか。

説明：財政部1992. 11. 19付台財税第811672688号書簡によると、台湾預託証券を譲渡する時、現行の証券取引税条例第2条第2号の規定により、毎回取引価格の1000分の1の証券取引税が徴収されます。

質問2：外国企業による株式の利息及び利益配当の給付は、中華民国の源泉所得とみなされますか。

説明：財政部賦税署の2011. 5. 31付当取引所への返答書簡によると、外国会社による株式の利息及び利益配当の分配に関連徴税原則は以下のように、

1. 営利事業所得税：

(1)総機構は、中華民国内の法人である：払い渡された外国企業の株式の利息及び利益配当は、投資収

益とみなされ、営利事業所得税を徴収します。

(2)総機構は、中華民国外の法人である：払い渡された外国企業の株式の利息及び利益配当は、営利事業所得税を徴収しません。

2. 個人総合所得税：

払い渡された外国企業の株式の利息及び利益配当は、総合所得税の徴税範囲に属しません。但し、基本税額の条例に適用します。

資金移動について

質問1：現行の外国投資家による資本流出入に関わる規定は緩和されましたか。

説明：1. 外国企業が既に中華民国に上場する者は、原始株主の持ち株の処分による資金を、直接的にFINI（外国機関投資家）又はFIDI（華僑及び外国自然人）の身分を申請することによって、決済口座内に保管して後続の投資に使うことができます

2. FIDI一口につき500万米ドルという国内証券投資制限は既に取り消されています。



上場申請について

質問1： 発行限度額の制限及び信用取引に関する規定は何ですか。

説明： TDRの発行単位数は、6000万単位以上、かつ台湾で上場してから満6ヶ月であり、財務報告に累積損失がないなどの条件を満たしたとき、取引所に審査して許可された後、信用取引が行えます。

質問2： TDRの申請書類に添付する外国発行者の財務報告書に関する規定はどうなっていますか。

説明： 1. 外国発行者は会計士の監査承認を経た直近3年の会計年度の財務報告書を提出する必要があります。但し、審査期間が当会計年度の8ヶ月を越えた場合、会計士の監査承認、あるいはレビューを経た上半期財務報告書を提出しなければなりません。
(外国発行者の属する国における法令によって定める様式で作成することができます。なお、中華民國の会計基準と外国発行者の属する国における会計基準との相違点及び財務諸表に及ぼす影響に

ついて、中華民国会計士に意見を表示させる必要があります。)

2. 原則として、会計士の監査承認を経た直近3会計年度の財務報告書を提出することとは、財務報告書を2部（計3年度）提出すれば良いということです。例えば、2013年に上場申請を行う場合、2012会計年度（2012、2011両会計年度の対照を含む）及び2011年会計年度（2011、2010両会計年度の対照を含む）の財務報告書を添付しなければなりません。なお、会計士の監査承認を経て、申請前直近3会計年度の財務報告書は、取引所の審査において必要であれば、別途で提出する必要があります。
3. 申請年度の上半期財務報告書は、会計士の監査・承認又はレビューを経ていなければなりません。但し、前期会計年度と対照する財務報告の部分だけに関しては、中華民国内追補公開発行案件の関連書類を参照しながら作成すれば良いです。その場合は、会計士の監査・承認、或はレビューがまだ



経ていないことを明記しなければなりません。

質問3： 外国財務報告に適用される会計基準と中華民国の会計基準との相違点及び財務報告に及ぼす影響につき、中華民国会計士が意見の提供を求められた場合、どのように行えば良いですか。

説明： 主務官庁が制定した「セカンダリー上場(店頭公開)財務報告書の再確認要点」に準じることができます。、よって、上場要点により必要な手続を執行して、再確認報告書を提出しなければなりません。

質問4： TDR申請にあたっての提出資料（例えば、資金貸与、裏書保証及び資金用途）は、グループ企業を連結したもものとして作成しても良いですか。

説明： 個別会社（グループ傘下会社を含む）に対する資金貸与及び裏書保証金額を明らかにしなければなりません。また、個別の子会社の実際の資金用途も明らかにしなければなりません。なお、ケースにより裁量します。

質問5： TDR上場ではグリーンシュール・オプション及び最初の五日間値幅制限を設けないことを併用することができますか。

説明： TDRには、既に参考できる外国上場価格があるので、台湾の引受価格は外国株価に対して大幅のオーバーパー、アンダーパーの余地はあまりない考えられません。必要性が低いため、当面は採用しません。

質問6： TDRの引受価格の制定について、何の規範がありますか。

説明： 1. 引受価格は預託機関、幹事証券会社と発行会社によって共同制定され、また市場に受け入れられる価格の幅に基づいて対外的に公開売出されます。但し、価格を制定する際に、台湾市場の取引慣習を考量したほうが良いですので、ご参考下さい。例えば、株価が5元を下回る場合、投資家に価値のないペニー株と見なされる可能性があります。

2. 引受価格につき、原則として元上場地での発行慣例及び規定に基づき、また発行者の最近の運営状



況等をあわせて鑑み、定めることができます。但し、情報開示原則に基づき、原株のオーバーパー・アンダーパーの比率と相対する引受価格を制定する根拠と合理性につき、すべて開示しなければならず、且つオーバーパー・アンダーパーの比率の計算は、一致の比較基準を有しなければなりません。

質問7： 海外上場企業が初めて台湾でTDR発行を申請する際に、同時に転換社債の発行申請を行うことができますか。

説明： 海外上場会社が初めて台湾でTDRの発行を申請することは実質上、TDRの上場企業が転換社債の発行申請を行うのと同じですので、原則として海外上場企業が台湾で初めてTDRの発行・上場を申請すると同時に転換社債の発行申請を行うことを認めております。

質問8： 申請にあたり、外国発行者の名前、国籍、主たる営業所の所在地等に関する証明書類を添付しなければなりません。申請会社は所在地での登録証明だけを提出

すれば良いですか。該当書類の真実性及び該当会社の存在性をどういうふうに確かめますか。

説明： 公文書の部分については中華民国の外交部（外務省）海外代表処又は弁事処に認証をもらう必要があります。その他の資料は第三者の認証機関に認証してもらえば良いです。

質問9： 申請会社の株式の利息及び利益配当政策に関して規範はありますか。

説明： 台湾投資者の權益を保護するため、TDR発行者に、会社定款に具体的な株式の利息及び利益配当政策を制定した上、目論見書で開示することを要求しており、投資者に参考させます。

質問10： 外国発行者が中華国内に指定する訴訟及び非訴訟の代理人につき資格条件の制限はありますか。

説明： 外国発行者が上場申請前、以下の資格条件を満たした訴訟及び非訴訟の代理人を指定する必要があります：
(1) 代理人は中華国内に住所又は居所を設けなければなりません。



- (2) 代理人は会社法第30条に定める消極条件に違反してはなりません。
- (3) 代理人はかなりの仕事経験を有しなければなりません。
- (4) 代理人が訴訟及び非訴訟の代理人を兼任する他の上場、GTSMでの店頭登録、又は興櫃（エマージング）登録会社の会社数は3社を超えていません。

上場後について

質問1： TDRの交換・流通規範はどうなっていますか？

説明： TDRの保有者は預託機関に対する株式交換の申請や、保管機関に対する上場地での売却を委託することができます。

TDR Taiwan Depository Receipts

Taiwan Depository Receipts

添付資料

添付資料1：台湾預託証券上場申請書

添付資料2：主務官庁に認定された海外証券市場

添付資料3：台湾預託証券の参与発行・上場発行申請書

添付資料4：「台湾証券取引所株式会社による有価証券上場
会社の重要事実に対する確認及び公表の処理手順」
第2-2条

添付資料1：台湾預託証券上場申請書

発行者名称		国籍本社所在地	
設立日		上場地	
発行予定日		預託機関名及び住所	
予定発行総額		保管機関名及び住所	
予定発行単位総数		主幹事証券会社名及び住所	
予定発行単位金額		代金受取金融機関名及び住所	
預託証券が表章する有価証券の総額及び数量		申請日	
添付資料	<p>一、外国発行者の名称、国籍、主たる営業所所在地に関する証明書類3部。</p> <p>二、外国発行者が上場している証券取引市場が発行する有価証券上場証明書3部。</p> <p>三、外国発行者が会計士の監査承認を受けた直近3年間の会計年度の財務報告書3部、及び中華民国会計士による審査報告のワークシート。審査期間中に当会計年度が8ヶ月を越えた者は、会計士より監査承認又はレビューを経た上半期財務報告書を提出すること（外国発行者の属する国の法令で定める様式で作成し、その上中華民国会計士より中華民国における会計基準と外国企業の属する国における会計基準との相違及び財務報告書に及ぼす影響について意見を表明する）。</p> <p>四、預託証券発行スケジュール3部。</p> <p>五、外国発行者及び預託機関が締結した預託契約書原稿3部。</p> <p>六、預託機関及び保管機関が締結した保管契約書又はその他の書類原稿3部。</p> <p>七、目論見書の初稿3部。</p> <p>八、中華民国弁護士が預託契約、保管契約及び目論見書が既に規定従って作成したことに付いて、注記した意見。</p> <p>九、幹事証券会社によるの評価報告3部、及びワークシート、評価報告作成者リストと関連懲罰記録。</p> <p>十、外国発行者と幹事証券会社が締結した引受契約書、及び引受完了後預託証券の所持者の分散状況が掲載されたもの各3部。</p> <p>十一、台湾預託証券の見本3部、或いは株券の電子化による登録に関する証明書類（発行完了後、上場日の打合せを行う際、取引所の規定に応じ、必要な部数を別途に提出すること）。</p> <p>十二、株式事務代行機関の印鑑登録証明書3枚（発行完了後、上場日の打合せを行う際、取引所の規定に応じ、必要な部数を別途に提出すること但し、株券電子化されたものは不要。）。</p>		

添付資料	<p>十三、台湾預託証券上場契約6部。</p> <p>十四、外国発行者が中華民国内において指定した訴訟、非訴訟又は行政訴訟代理人の授權書3部。</p> <p>十五、預託機関が台湾預託証券業務を行えることに関する証明書類3部。</p> <p>十六、インターネットで当取引所に関連書類を申告・送付する関連資料。</p> <p>十七、申請会社、幹事証券会社、弁護士及び会計士が提出した信義誠実証明書各1部。</p> <p>十八、株式が発行に参加できない場合に本件を自動的に撤回することに関する外国発行者が提出した承諾書。発行済み株式をもってTDR発行に参加する場合、外国発行者、発行に参加した株主及び幹事証券会社は、別途発行済み株式を保管銀行に提出して保管させなければならない、それをTDR発行に参加した有価証券表章証明書及び証明文書とする。</p> <p>十九、外国発行者（申請会社の取締役、監査役及び支配人を含む）、幹事証券会社及び弁護士が提出した法令違反調査を受けていない証明書及び意見書各1部。</p> <p>二十、本上場申請書及びその別紙に記載した事項につき虚偽、隠匿がないという外国発行者による声明書。</p> <p>二十一、台湾預託証券を上場廃止時に制限なしで引き受けるという外国発行者、独立取締役以外の取締役全員の出す承諾書。</p> <p>二十二、当取引所が定めたその他の書類。</p>
	<p>申請者： 代表者： 台湾における連絡住所：</p> <p>預託機関： 代表者： 住所： 連絡者のお名前及び電話番号： 訴訟及び非訴訟代理人： 住所： 電話：</p>

添付資料2：主務官庁に認定された海外証券市場

- 一 NYSEユーロネクストグループ (NYSE Euronext Group) :
 - (一) ニューヨーク証券取引所 (NYSE)
 - (二) NYSEユーロネクスト (NYSE Euronext)
 - (三) 旧アメリカン証券取引所 (NYSE Amex)
- 二 ナスダック証券取引所 (NASDAQ OMX Group)
- 三 ロンドン証券取引所グループ (London Stock Exchange Group)
 - (一) ロンドン証券取引所 (London Stock Exchange)
 - (二) イタリア証券取引所 (Borsa Italiana)
- 四 ドイツ取引所グループのフランクフルト証券取引所
(Deutsche Börse AG Frankfurter Wertpapierbörse (FWB))
- 五 カナダトロント取引所グループのトロント取引所
(TMX Group Inc. Toronto Stock Exchange)
- 六 オーストラリア証券取引所
(Australian Securities Exchange)
- 七 日本東京証券取引所 (Tokyo Stock Exchange)
- 八 日本大阪証券取引所 (Osaka Securities Exchange)
- 九 シンガポール取引所 (Singapore Exchange)
- 十 マレーシア取引所 (Bursa Malaysia)
- 十一 タイ証券取引所 (Stock Exchange of Thailand)
- 十二 南アフリカ ヨハネスバーグ証券取引所
(Johannesburg Stock Exchange)
- 十三 香港取引所 (Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd.)
- 十四 韓国取引所 (Korea Exchange)
- 十五 主務官庁が認定したその他の海外証券市場

添付資料3：台湾預託証券の参与発行・上場発行申請書

台湾預託証券の参与発行・上場発行申請書

会社コード	今回申告番号

宛先人：台湾証券取引所株式会社

副本送付先：台湾集中保管結算所株式会社

主旨：台湾預託証券の発行、上場及び売買の申請については、当社は既に行政院金融監督管理委員会に確認及び承認を頂きました。上場業務に関する規定書類を一通り揃えましたので、何卒受理を宜しくお願い申し上げます。

発行者名称	預託機関	
	保管機関	
上場株式数量及び金額	発行価格 (台湾ドル)	発行単位数
発行済株式で発行する台湾預託証券		発行総金額 (台湾ドル)
現金増資による発行済株式で発行する台湾預託証券		
無償配当		
合計		
上場売買日	中華民國 年 月 日	
上場台湾預託証券に関する権利義務について	1単位の台湾預託証券につき、当社の普通株式の 株を表章する。詳しくは目論見書の ページをご参照ください。	
株式事務代行機関の名称及び住所	名称	
	住所	
業種分類、証券コード及び略称	業種分類	台湾預託証券
	コード	
	略称	
台湾預託証券上場会社英語社名及び略称	英語社名	
	略称	
申告日	中華民國 年 月 日	
添付書類	一、株式の分散状況表1部 (公開引受を行う者は、遅くとも上場日の前日の午後12時までに送達しなければならない)。	
	二、取締役、監査役リスト及び所持株の分布状況1部。(所持者の名称及び株数のみを列記する必要があります)	
	三、株式の公開販売方法を掲載した一般日刊紙1部。	
	四、目論見書2,000冊送付完了に関する証明。	
	五、株券の電子化による登録に関する証明書類。	
	六、入金指定銀行が発行した売買代金の支払完了に関する証明書類1部。	
	七、上場地における取引所の新規株式発行承認書類1部。	
	八、「公開情報観測ポスト」に開示する上場承認に関する公表資料1部。	
	九、その他の規定書類。	
本申請書は、 年 月 日 に台湾証券取引所の台証上二字 号 書簡をもって承認されました。	申請会社： 代表者： 台湾における連絡住所： 預託機関： 代表者： 住所： 連絡者のお名前及び電話番号： 訴訟及び非訴訟代理人： 住所： 電話：	

説明：本申告書は1式につき5部とし (添付書類は含まず)、台湾証券取引所株式会社の承認を経て発効し、上場契約の添付資料の一部として扱います。

添付資料4：

「台湾証券取引所株式会社による有価証券上場会社の重要情報に対する確認及び公表の処理手順」第2-2条（2013年1月23日に改正、最新版は証券及び先物取引法令検索システムにてご覧になってください。

<http://www.selaw.com.tw/Scripts/Query4A.asp?FullDoc=all&Fcode=G0100104>

本処理手順におけるセカンダリー上場会社に関する重要情報とは、下記の事項を指します。

1. 証券取引法第36条第2項第2号に掲げる事情に該当する者。
2. 外国発行者が所屬国及び上場地における法令規定により、同時に申告すべき重要情報に該当する者。
3. 当取引所の営業細則第50条の3に規定された、外国発行者自身に関わる状況に当たる者。
4. 外国発行者の定款変更又は資本増減。
5. 外国発行者の特別株又は社債の発行、満期或いは買戻し、若しくは規定に従い転換社債を普通株式に転換して発行する者。
6. 外国発行者の主要営業項目、保管機関、或いは中華民国における預託機関に変更があった場合。
7. 外国発行者の営業用主要資産に抵当、賃貸借、売却、又は廃棄をする者。
8. 外国発行者が重大災害に遭い、商品の一部又は全部を減産、或いは生産停止せざるを得ない場合。
9. 外国発行者、保管機関、預託証券又はセカンダリー上場会社が、中華民国における代理機関の重要訴訟及び税務処分に関する案件の進行及び終結につき、法により会社の再生、破産又は清算を行う場合。
10. 外国発行者の持株が50%を超える子会社、又はその直接或いは間接的に支配している傘下の各従属会社が、本条第6号から第9号までに定められた事情に該当し、その財務又は業務に重大な影響がある場合。
11. 外国発行者の発起人又は取締役の行為が所屬国の法律規定により、セカンダリー上場会社と連帯損害賠償の責任を負う者。
12. 外国発行者の株主総会の決議が、所屬国における裁判所に法により取消又は無効と宣告された場合。
13. 外国発行者が所屬国の法令規定の変更により、株主権益又は会社の運営に重大な影響を及ぼす場合。
14. 外国発行者の取締役会が合併、分割、買収、株式交換、譲渡又は譲受、解散を決議し、若しくは上記の事項に重大な変更がある場合。或いは、合併、分割、買収、株

式譲受を行った会社が後に何らかの都合で株主総会を招集できず、若しくはどちらか一方に否決された場合。或いは、取締役会が合併を決議した後、案件進行中にその合併決議を取り消した場合。或いは、取締役会が分割又は株式の利息及び利益配当を決議することにより、その発行済台湾預託証券の所持者が無償で他の会社の株式を取得することになった場合。

15. 上場外国株式、台湾預託証券又は外国債券の遺失、除権判決、裁判所に差押又は仮差押、或いはその所持者が裁判所から破産宣告を受け、当該上場している有価証券の相場に影響を与えるに足る場合。
16. 外国発行者又はその発行した有価証券は、信用格付け機関により格付けの変動がある場合。
17. 外国発行者の有価証券の私募又は私募スケジュールに変動がある場合。
18. 中華民国の国内外のマスコミ報道、若しくは投資家が提供する情報が、当該上場外国株式、台湾預託証券、外国債券の相場に影響を与えるに足る場合。
19. 外国発行会社の代表取締役、総経理、法人取締役、法人監査役、又は独立取締役、財務・会計主管、内部監査主管、監査の公認会計士、レビュー会計士又は訴訟及び非訟代理人の変動。
20. 外国発行会社の会計士が会社の財務報告の監査承認業務を自主的に停止し、或いは執行できない事情がある場合。
21. 外国発行者と預託機関が締結した預託契約における修正事項が、株主権益に重大な影響がある場合。
22. 外国発行者が台湾預託証券の買戻しを決議し、買戻し期間満期或いは執行完了、及び買戻した台湾預託証券が累計して発行済台湾預託証券総数の2%に達し、又は流通している単位数が1200万単位に達していない場合。
23. 外国発行者が記者会見、法人説明会を行い、又は他の方式でまだ公開情報観測ポストに届出していない財務業務情報を外部に開示した場合のその期日と関連財務業務情報。
24. 外国発行者が期限到来又は債権者の買戻請求の対象となるソブリン債、外国転換社債又は外国の新株引受権付き社債を期限通り償還できない場合
25. 外国発行者がプライマリー市場で規定された期限によって財務報告を申告しなかった場合。
26. 外国発行者が自主的に公布する株主権益又は証券価格に重大な影響がある場合。

セカンダリー上場会社が元の上場取引所又は監督管理機関に交付した文書及び資料につき、当取引所にも同時に提出すべきである。

セカンダリー上場会社が第24号に該当することがあった場合、毎月の10日前に、先月末までにまだ弁済していない金額、数量、債権者との協商状況、本月分の現金予算表及び先月分の現金予算表の執行状況を完済日まで入力しなければなりません。

当取引所のサービス窓口

当取引所のトップページ

<http://www.twse.com.tw>

台湾証券取引所について>会社概要>お問合せ

電話（代表）：+886-2-8101-3101

上場二部

担当チーム長 卓碧華 0644@twse.com.tw

担当サブチームリーダー 黄馨儀 0792@twse.com.tw

担当 邱錦妮 1011@twse.com.tw





TAIWAN
STOCK EXCHANGE

臺灣證券交易所

Add : 3F, 9-12F, 19F, NO.7, Sec.5, Xinyi Rd.,
Taipei, Taiwan 11049, Republic of China

Tel : 886-2-8101-3101

Fax : 886-2-8101-3601

[http : //www.twse.com.tw/](http://www.twse.com.tw/)



Published in August 2013

02-102208

より便利な資金調達 より安全な資産運用

企業情報の更なる透明化 公正取引の更なる確保 金融商品の更なる多様化